

I. 入札制度について

1、選定結果の公開について

①土木部の指名要綱が公表されていますが、実績高，自己資本額，有資格者数，営業年数を基に作成された選定結果の公開を要望します。

- ・測量・建設コンサルタント等業務指名競争入札参加者等の指名基準等に関する要綱の運用指針案に基づき選定表を作成している。
- ・選定表につきましては、本運用指針案は毎年度必要な見直しを行いながら試行している段階である。このことから現段階では公表していない。
- ・国・九州各県の状況を踏まえながら、今後の検討課題と考えている。

2、最低制限価格の引き上げについて

①測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格は予定価格に80%を乗じて得た額とする、と公示されていますが、品質確保のための要求事項（照査の強化、必要資格、継続教育の実施、多様な測量機器の維持など）による企業への負担は増えているのが現状です。最低制限価格の引上げをお願いします。

- ・国土交通省の基準の上限を採用している。
- ・今後とも国・九州各県の状況を踏まえながら、適正な最低制限価格の設定に努める。

3、対象資格の見直しについて

①指名要綱における選定表の作成において、技術士、技術士補、RCCM、1級土木施工管理技士を対象資格としていますが、測量士、測量士補、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、土木学会認定者等の実効性のある資格を対象として頂きますようお願いいたします。

- ・評価対象の拡大については、国や他県の状況等を踏まえながら検討したい。
- ・毎年度必要な見直しを行いながら試行している段階である。

4、指名グループの区分について

①現在の指名要綱では、総合点数の上位順に20社程度をA、B、Cのグループに区分しておりますが、点数基準でのグループ分けを要望します。

例) A: ○○点以上、B: △△点以上、C: □□点未満

- ・指名基準等に関する要綱の運用指針案に基づき総合点数を算定し、この上位順に A・B・C の区分ごと 20 社程度としている。
- ・点数基準でのグループ分けについては、今後の検討課題としたい。

5、電子入札について

- ①開札時刻から落札結果が出るまでに 2～3 時間かかることがあります。落札結果を早く通知していただきますようお願いします。

- ・今後とも入札参加者のことも十分考慮し、開札から落札決定までの手続きが適切に行われるよう発注機関に対して指導したい。

- ②全案件の指名通知にあらかじめ再入札の日時を記載していただきますようお願いします。

- ・速やかな開札が行われない事案が発生していることから、この要望を頂いていると認識している。
- ・今後とも入札参加者のことも十分考慮し、開札から落札決定までの手続きが適切に行われるよう発注機関に対して指導したい。

Ⅱ. 歩掛り・積算について

1、旅費交通費について

- ①用地調査業務における離島（大島支庁、熊毛支庁）の案件について、設計内訳書に旅費交通費が記載されておられません。記載がない場合は、旅費交通費は含まれていないものと判断して積算しますので、旅費交通費が含まれている場合は記載をお願いします。

- ・閲覧設計書の参考資料の中に、詳細を記載しているので参照頂きたい。
- ・直接経費は、企業努力によって差が開いてくる部分と認識している。この差が他社との応札金額の差となって現れてくる部分と認識している。

- ②設計書には完了検査における人件費や旅費交通費は計上されていませんので、あらかじめ成果品を郵送するなどして、納品時に完了調査ができるようお願いします。

- ・成果品の納品および完了検査の時期については、担当者と協議を行って決定して頂きたい。離島の委託業務における納品および完了検査の時期について協議があれば調整は行っていきたいと考えている。

2、追加人工計上について

①用地業務関連で、納品後に立竹木の「再積算」が発生する場合があります。現在はサービスで行っております。委託費の計上をお願いします。

・全ての用地係に確認をしたが、立竹木の再積算においては職員で単価の入替を行っていて、一部、樹種や数量が膨大な案件については、建物等物件調査委託の再積算に併合して発注しているので、実態としてはサービスのお願いをしていないという回答であったが、そのような事実があるとするれば、用地部門と工務部門とのすり合わせ不足が原因となって再積算が発生している可能性がある。委託業務の手戻りが発生しないように各事務所へ指導したい。

3、安全対策費（交通誘導員）に関する設計変更と、適正な計上について

①橋梁点検業務や道路測量業務等の安全対策では、交通誘導員の配置が必要となりますが、道路使用許可申請時に所轄警察署から当初の積算の人数より、増員を指導される場合があります。この旨を発注者へ報告し、直接経費の変更を要望しますが、受け入れて頂けない場合があります。

・所轄警察署（交通管理者）との協議で配置人員等変更するように指示があった場合は、書面をもって発注者と変更に係る協議を行ってください。変更が受け入れられないという点については、適正な対応をするように指導したい。

②交通誘導員の公表労務単価は、一般管理費を加味していないため、実勢の単価と差異が以下に示すようにあります。

H26年度 公表労務単価 交通誘導員 A 10,200円/日 → 約12,000円/日(実勢)
交通誘導員 B 9,100円/日 → 約10,000円/日(実勢)

・公表労務単価については、法定福利費の事業主負担分と福利厚生費等が含まれておらず、測量設計調査業務においては一般管理費に率で計上されているので、実勢価格と殆ど変わりはない。

4、地元説明会について

①地元説明会に同席を要請された場合、協議回数に計上をお願いします。

・当初予定の協議回数が地元説明会等への出席等により変更になった場合は、適正に設計変更をするように指導をする。その際は、協議書により調査職員と協議を行ってください。

5、地形測量について

①地形測量について、平面測量が未計上で「道路台帳図を使用のこと」とありますが、台帳図が古くて現地に適合しません。そのような場合は、平面測量を計上していただきますようお願いいたします。

・この件については、委託内容と条件が異なる場合に当てはまり、そのような場合は委託契約書の第18条（条件変更等）に基づいて、担当者と協議を行っていただきたい。

Ⅲ. その他

1、若手及び女性技術者の雇用支援について

- ①国土交通省では、「国土交通省重点政策2014」で、建設業における担い手確保・育成を上げており、「品確法改正法」では、35歳未満の技術職員数が技術職員全体の15%以上である場合は経営事項審査において加点する、と定められております。鹿児島県土木部においても、国の施策に準じ次代を担う若手（女性）技術者の確保・育成の後押しとなるような取り組みをお願いします。

・建設業への若手技術者の確保、女性の活用は重要な課題として考えている。具体的な対応は今後検討したい。

2、砂防施設台帳について

- ①鹿児島県における「砂防施設台帳」の整備状況を伺います。また、整備に際しては県内企業の活用をお願いします。

・新規の作成、更新については県の職員が行っており、今後も同様に対処する。

3、中小河川の整備、点検について

- ①「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道点検業務」の予算化と県内企業への発注をお願いします。佐賀県では今年度から事業化し、県内企業を活用しているとの情報があります。

・昨年の河川法の一部改正に伴い、ダム、堤防、水門、樋門等の施設は一年に一回以上の点検が義務化されたところであり、適切に河川の維持管理を行う必要がある。点検においては、事務所の人員体制や項目、内容を精査するとともに業務委託を視野に入れた検討を行っている。その場合の業務委託は、県内企業の活用に努めたいと考えている。

4、「用地境界杭再設置事業」の契約について

- ①私ども協会の公益事業としまして、鹿児島県農政部とのあいだで「用地境界杭再設置事業」を契約しています。土木部でも農政部と同様の契約締結をお願いします。

・境界杭の再設置については測量試験費の中で対応している。サービスの実態があるのであれば、無くなるように用地対策室が指導していく。

5、業務評価について

①同様な内容の業務における評価に際して、発注担当者によって業務評価に差異が見られる場合があります。運用面における共通認識の確保をお願いします。

・業務評価については昨年度より公共四部の評価要領を統一するとともに、評価の結果を公表している。県委託業務成績評価要領や県委託業務等審査基準に基づいて複数の評価者によって厳正かつ公正な評価を行っており、今後も同様に努めたい。

6、業務発注について

①業務発注の平準化をお願いします。

・業務の平準化対策としては、公共事業推進会議を年4回開催し、進捗管理を行うなどして計画的な発注に取り組んでいる。本年6月の品確法の改正に伴い、7月より適切な技術者の配置等に役立つように発注見通しの公表も試行した。今後もなお一層の平準化に努めたい。